



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額(厚生労働一〇二)
- 動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件(農林水産四二八)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二條第五項から第七項までの規定により、農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する告示(同四二九)

〔その他告示〕

- eシールに係る認証業務の認定に関する規程第十二條第一項に規定する指定調査機関の指定に関する件(総務一〇三)
- eシールに係る認証業務の認定に関する規程第三條から第十一條までの規定の施行期日を定める件(同一〇四)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五條の規定による認証をした件(法務二三)
- 出願公表後に品種登録出願を取り下げた件(農林水産四三〇)
- 出願公表後に品種登録出願が拒絶された件(同四三一)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通四一〇、四一一)
- 砂防法第二條の土地を指定する件(同四一二、四一三、四一五、四二〇)
- 直轄砂防工事を施行する件(同四一四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三條第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示(金融庁)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

除籍が滅失した件(法務省告示配五五) 除籍の一部が滅失した件(同五六) 日本国に帰化を許可する件(同五七)

〔公 告〕

諸事項

官庁

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、割賦販売法に基づく同法第三十五條の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係

裁判所

公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第百十二号

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十一号) 第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき、令和七年度における後期高齢者医療の 調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を次のように定める。

令和八年三月二十六日

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及 び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数 並びに一人平均所得額

令和七年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(以下「省令」とい う。)第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数 及び補正係数並びに一人平均所得額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 げる率又は額とする。

Table with 2 columns: 区分 (Division) and 率又は額 (Rate or Amount). Rows include 省令第四条第二項, 省令第四条第四項, and 省令第五条第四項.

○農林水産省告示第百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第 十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用 生物学的製剤検定基準(平成十四年農林水産省告示第千五百六十八号)の一部を次のように改正し、 公布の日から施行する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

○農林水産省告示第百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十 五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第六項及び第七項の規定に基 づく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項 までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部 を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項 までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器 の一部を改正する告示

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項ま での規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成十六 年農林水産省告示第千二百二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに 対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄 に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加 える。

改正後

改正前

Table comparing '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment) for medical device inspection tools. Lists items like '別表第二 一〜七 (略)' and '別表第三 一〜十五 (略)'.

附則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百十三号

e シールに係る認証業務の認定に関する規程(令和七年総務省告示第百十三号)第十二条第一項に 規定する指定調査機関を指定したので、同規程第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日

総務大臣 林 芳正

一 指定調査機関の名称 一般財団法人日本データ通信協会

二 指定調査機関の住所 東京都豊島区巢鴨二丁目十一番一号

三 調査等及び確認の業務を行う事務所の所在地 東京都豊島区巢鴨二丁目十一番一号

四 指定調査機関が行う調査等及び確認の範囲 e シールに係る認証業務の認定に関する規程第十二 条第一項に規定する調査等及び確認

五 指定の年月日 令和八年三月十三日

○総務省告示第百十四号

e シールに係る認証業務の認定に関する規程(令和七年総務省告示第百十三号)附則第一項ただし 書の規定に基づき、この告示を定める。

令和八年三月二十六日

総務大臣 林 芳正

e シールに係る認証業務の認定に関する規程附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令 和八年三月三十日とする。

○法務省告示第二十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十六日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構  
東京都千代田区大手町一丁目一番三号  
認証年月日

令和八年三月二十二日

○農林水産省告示第四百三十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類 Glycine max (L.) Merr.	出願品種の名称 KAE-004	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	品種登録出願の番号及び取下げ年月日 第36795号 令和8年2月9日
出願品種の属する農林水産植物の種類 Zingiber officinale Roscoe	出願品種の名称 坂田3号	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 株式会社坂田信次商店 高知県香美市土佐山田町宝町4-91-4	品種登録出願の番号及び取下げ年月日 第36772号 令和8年2月16日

○農林水産省告示第四百三十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

出願品種の属する農林水産植物の種類 Chrysanthemum L.	出願品種の名称 筑HK28-98	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 沖繩県農業協同組合 沖繩県那覇市葦川2-9-1	品種登録出願の番号及び拒絶年月日 第37138号 令和8年2月19日
---------------------------------------	---------------------	--	--

○国土交通省告示第四百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

国土交通大臣 金子 恭之

令和八年三月二十六日  
路線名 北陸自動車道路  
道路の区域

区 間

変更前  
後別

敷地の幅員 延 長  
(メートル) (メートル)

長浜市加田町字宮ノ前一番二から同市加田今町字松岡山一番五まで

前	最大 三〇〇	後	最大 二八八
最小 八五	最小 二二八	最大 二七二	最小 一一〇

○国土交通省告示第四百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

国土交通大臣 金子 恭之

令和八年三月二十六日  
路線名 近畿自動車道名古屋神戸線  
道路の区域

区 間

変更前  
後別

敷地の幅員 延 長  
(メートル) (メートル)

甲賀市土山町南土山字尾巻甲一一一八番二七から同市土山町南土山字尾巻甲一一二二三番三まで

○国土交通省告示第四百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
新川
- 二 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一から百十四号までを順次結んだ線及び標柱一と百十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二百七十五号で指定した新川に掲げる土地の区域を除く。）

字土ヶ森

一〇番一	一〇番二	一〇番三	一〇番四	一〇番五	一〇番六	一〇番七	一〇番八	一〇番九	一〇番一〇	一〇番一一	一〇番一二	一〇番一三	一〇番一四	一〇番一五	一〇番一六	一〇番一七	一〇番一八	一〇番一九	一〇番二〇	一〇番二一	一〇番二二	一〇番二三	一〇番二四	一〇番二五	一〇番二六	一〇番二七	一〇番二八	一〇番二九	一〇番三〇	一〇番三一	一〇番三二	一〇番三三	一〇番三四	一〇番三五	一〇番三六	一〇番三七	一〇番三八	一〇番三九	一〇番四〇	一〇番四一	一〇番四二	一〇番四三	一〇番四四	一〇番四五	一〇番四六	一〇番四七	一〇番四八	一〇番四九	一〇番五〇	一〇番五一	一〇番五二	一〇番五三	一〇番五四	一〇番五五	一〇番五六	一〇番五七	一〇番五八	一〇番五九	一〇番六〇	一〇番六一	一〇番六二	一〇番六三	一〇番六四	一〇番六五	一〇番六六	一〇番六七	一〇番六八	一〇番六九	一〇番七〇	一〇番七一	一〇番七二	一〇番七三	一〇番七四	一〇番七五	一〇番七六	一〇番七七	一〇番七八	一〇番七九	一〇番八〇	一〇番八一	一〇番八二	一〇番八三	一〇番八四	一〇番八五	一〇番八六	一〇番八七	一〇番八八	一〇番八九	一〇番九〇	一〇番九一	一〇番九二	一〇番九三	一〇番九四	一〇番九五	一〇番九六	一〇番九七	一〇番九八	一〇番九九	一〇番一〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

字虚空蔵下 三番五 八十二号及び八十三号  
 三番七 八十四号及び八十五号  
 三番八 八十六号及び八十七号  
 一二番八 八十八号から九十二号まで  
 一〇番五 九十三号  
 一〇番六 九十四号から九十六号まで  
 五番二 九十七号から九十九号まで  
 六番二 百号  
 三九番四 百一号から百六号まで  
 三九番四 百七号から百十一号まで  
 地先水路敷 百十二号から百十四号まで  
 字飯塚 地先水路敷 百十二号から百十四号まで

○国土交通省告示第四百十三号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年三月二十六日 国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 新寺沢  
 二 砂防法第二条の土地の表示  
 イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千五百五十八号で指定した新寺沢に掲げる土地の区域及び昭和四十五年建設省告示第千二百十九号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）  
 宮城県石巻市三輪田  
 字新寺東平 七番 一号から四号まで  
 四番一 五号  
 地先道路敷 六号及び七号  
 五番 八号から十一号まで  
 字新寺西平 五番 八号から十一号まで  
 口 次に掲げる土地に存する標柱十二号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千五百五十八号で

指定した新寺沢に掲げる土地の区域及び昭和四十五年建設省告示第千二百十九号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）  
 字新寺東平 五番 十二号及び十三号  
 一 番 十四号から十七号まで  
 地先水路敷 十八号  
 二 番 十九号  
 三 番一 二十五号  
 五番 地先水路敷 二十号から二十四号まで  
 字新寺西平 五番 二十号から二十四号まで

○国土交通省告示第四百十四号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。  
 令和八年三月二十六日 国土交通大臣 金子 恭之

一 新川  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から百十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 宮城県伊具郡丸森町  
 字飯塚 八六番四 一号及び二号  
 九一番三 三号から五号まで  
 九二番五 六号  
 九四番六 七号から九号まで  
 九四番四 十号及び十一号  
 九四番九 十二号から十四号まで  
 九七番一 十五号及び十六号  
 九八番一 十七号  
 一〇〇番一 十八号  
 一〇〇番二 十九号  
 一〇一番五 二十号及び二十一号  
 一〇二番四 二十二号及び二十三号  
 一〇二番五 二十四号から二十七号まで  
 一〇八番二 二十八号及び二十九号  
 一〇一番四 三十号から三十三号まで  
 地先道路敷 三十四号から三十八号まで

字土ヶ森 一三番二 三十九号から四十一号まで  
 一四番 四十二号から四十五号まで  
 一〇番八 四十六号  
 一〇番八 四十七号  
 一〇番一 四十八号及び四十九号  
 一〇番一 五十号及び五十一号  
 地先水路敷 五十二号及び五十六号  
 九番三 五十三号から五十五号まで  
 一〇番一三 五十七号から六十号まで  
 八番一 六十一号から六十三号まで  
 二六番六 六十四号及び六十五号  
 三番六 六十六号から七十号まで  
 三番五 七十一号から八十一号まで  
 二番一 八十二号及び八十三号  
 地先水路敷 八十四号及び八十五号  
 三番七 八十六号及び八十七号  
 三番八 八十八号から九十二号まで  
 一二番八 九十三号  
 一〇番五 九十四号から九十六号まで  
 一〇番六 九十七号から九十九号まで  
 五番二 百号  
 六番二 百一号から百六号まで  
 三九番四 百七号から百十一号まで  
 地先水路敷 百十二号から百十四号まで  
 八六番三 百十二号から百十四号まで

○国土交通省告示第四百十五号  
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年三月二十六日 国土交通大臣 金子 恭之

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 平石水沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
 山形県山形市大字高沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を令和四年国土交通省告示第二百七十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

坪	北緯	東経
1	38° 16' 03.8875"	140° 26' 32.6057"
2	38° 16' 04.0827"	140° 26' 32.4671"
3	38° 16' 04.2432"	140° 26' 32.3019"
4	38° 16' 04.4466"	140° 26' 32.1849"
5	38° 16' 04.6883"	140° 26' 32.2597"
6	38° 16' 04.8152"	140° 26' 32.3293"
7	38° 16' 04.9833"	140° 26' 32.4502"
8	38° 16' 05.0890"	140° 26' 32.5852"
9	38° 16' 05.1380"	140° 26' 32.6664"
10	38° 16' 05.5528"	140° 26' 33.2991"
11	38° 16' 05.9700"	140° 26' 33.9291"
12	38° 16' 06.4097"	140° 26' 34.5355"
13	38° 16' 06.6758"	140° 26' 34.8320"
14	38° 16' 06.8511"	140° 26' 34.8650"
15	38° 16' 07.4439"	140° 26' 35.2741"
16	38° 16' 07.9417"	140° 26' 35.4799"
17	38° 16' 07.8677"	140° 26' 35.7834"
18	38° 16' 07.3709"	140° 26' 35.5899"
19	38° 16' 06.7456"	140° 26' 35.3703"
20	38° 16' 06.6441"	140° 26' 35.3274"
21	38° 16' 05.1321"	140° 26' 35.3318"

二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
上ノ代沢三

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
山形県山形市蔵王温泉の区域内の土地のうち、次の一点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°10′20.3419″	140°23′58.1888″
2	38°10′20.5590″	140°23′58.3562″
3	38°10′20.7027″	140°23′58.4290″
4	38°10′20.8406″	140°23′58.1738″
5	38°10′21.0691″	140°23′58.2356″
6	38°10′21.6405″	140°23′58.5843″
7	38°10′21.7461″	140°23′58.7869″
8	38°10′21.9707″	140°23′59.2695″
9	38°10′21.9871″	140°23′59.3563″
10	38°10′22.3105″	140°24′00.0687″
11	38°10′22.6761″	140°24′00.7503″
12	38°10′22.9983″	140°24′01.4239″
13	38°10′23.9440″	140°24′01.4498″
14	38°10′24.3764″	140°24′02.1845″
15	38°10′24.7306″	140°24′02.5765″
16	38°10′25.7874″	140°24′02.3058″
17	38°10′26.3295″	140°24′02.7750″
18	38°10′26.4077″	140°24′02.8615″
19	38°10′26.8339″	140°24′04.5228″
20	38°10′27.8731″	140°24′04.5274″
21	38°10′28.6360″	140°24′08.2078″
22	38°10′28.6789″	140°24′09.1767″
23	38°10′28.6689″	140°24′09.2019″
24	38°10′28.9010″	140°24′09.3767″

25	38°10′28.8033″	140°24′09.4752″
26	38°10′28.6162″	140°24′09.3343″
27	38°10′28.6059″	140°24′09.3602″
28	38°10′28.3985″	140°24′09.2739″
29	38°10′28.1044″	140°24′08.8627″
30	38°10′28.0072″	140°24′08.2935″
31	38°10′27.1599″	140°24′06.4161″
32	38°10′24.7216″	140°24′05.3057″
33	38°10′24.6434″	140°24′05.2192″
34	38°10′24.5431″	140°24′04.1096″
35	38°10′24.0689″	140°24′03.5356″
36	38°10′23.0643″	140°24′02.4004″
37	38°10′22.7169″	140°24′01.7016″
38	38°10′22.3949″	140°24′00.9552″
39	38°10′22.0996″	140°24′00.2223″
40	38°10′21.7903″	140°23′59.4997″
41	38°10′21.7315″	140°23′59.3701″
42	38°10′21.4191″	140°23′58.9415″
43	38°10′20.9911″	140°23′58.7263″
44	38°10′20.7992″	140°23′58.6885″
45	38°10′20.6876″	140°23′58.6164″
46	38°10′20.5154″	140°23′58.4282″
47	38°10′20.3309″	140°23′58.2038″

三(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
入沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
山形県上山市金生の区域内の土地のうち、次の一点から三十八点までを順次結んだ線及び一点と三十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°08′29.9390″	140°17′15.2941″
2	38°08′29.3381″	140°17′15.1778″
3	38°08′29.0198″	140°17′15.5759″
4	38°08′28.6123″	140°17′16.2164″
5	38°08′28.1931″	140°17′16.8462″
6	38°08′28.0745″	140°17′17.0526″
7	38°08′27.9179″	140°17′17.5428″
8	38°08′27.9443″	140°17′18.2632″
9	38°08′27.8449″	140°17′18.4407″
10	38°08′27.3469″	140°17′18.9671″
11	38°08′26.8542″	140°17′19.5015″
12	38°08′26.6699″	140°17′19.7082″
13	38°08′26.5016″	140°17′20.1213″
14	38°08′26.7317″	140°17′20.8974″
15	38°08′26.7306″	140°17′21.0522″
16	38°08′26.6460″	140°17′21.1945″
17	38°08′25.2018″	140°17′21.9805″
18	38°08′24.7285″	140°17′22.2326″
19	38°08′24.6615″	140°17′22.0919″
20	38°08′25.3338″	140°17′21.2555″
21	38°08′25.4546″	140°17′20.0586″
22	38°08′25.5389″	140°17′19.9168″
23	38°08′25.8360″	140°17′19.8484″
24	38°08′26.3531″	140°17′19.4062″
25	38°08′26.4177″	140°17′19.4677″
26	38°08′26.6382″	140°17′19.1740″
27	38°08′27.1292″	140°17′18.6371″

28	38°08′27.5443″	140°17′18.2635″
29	38°08′27.6119″	140°17′18.0876″
30	38°08′27.5613″	140°17′17.5431″
31	38°08′27.6495″	140°17′17.3859″
32	38°08′27.9154″	140°17′16.9392″
33	38°08′28.0349″	140°17′16.7011″
34	38°08′28.4182″	140°17′16.0385″
35	38°08′28.7454″	140°17′15.3244″
36	38°08′29.0563″	140°17′14.6903″
37	38°08′29.6278″	140°17′15.0126″
38	38°08′29.9608″	140°17′15.0890″

四(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
南沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
山形県上山市高松の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を平成二十九年国土交通省告示第四百六十八号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°08′28.5958″	140°15′17.8186″
2	38°08′29.2854″	140°15′16.9692″
3	38°08′29.3428″	140°15′16.9423″
4	38°08′29.2875″	140°15′17.2805″
5	38°08′28.7274″	140°15′17.9749″

五(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
楯岡沢五、六

(二) 砂防法第二条の土地の表示  
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷  
山形県村山市大字楯岡  
字大沢 四四二二番二及び四四二二番四、四四二二番一、四四二六番四及び四四二六番五  
四四二七番



九五四番二五 十二号  
 九五一番一 十三号から二十三号  
 九五一番一 まで及び三十三号から  
 四十二号まで  
 九五一番一 二十四号  
 地先道路敷 二十五号から二十八  
 九五二番 号まで、三十一号及  
 び三十二号  
 九五三番一三 二十九号及び三十号  
 九五四番二三 四十四号  
 地先道路敷 四十五号及び四十七  
 九五三番一 号  
 九五三番一二 四十六号  
 九六五番一〇 四十八号から五十一  
 号まで  
 地先道路敷

○国土交通省告示第四百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の  
 規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十  
 二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年三月二十六日

国土交通大臣 金子 恭之

一（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 小峠川

二（一）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十  
 五号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十  
 五号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 兵庫県豊岡市但東町奥赤  
 字大峠 六二番九 一号から三号まで、九十  
 四号及び九十五号  
 六二番二 四号から八号まで及び五  
 十一号から五十六号まで  
 六二番四二 九号から十一号まで  
 六二番四五 十二号から十五号まで  
 六二番一 十六号から五十号まで  
 六二番七 五十七号から六十号まで  
 六二番六 六十一号及び六十二号  
 六二番五 六十三号から六十八号ま  
 で  
 六二番三八 六十九号及び七十号  
 六二番七四 七十一号及び七十二号  
 四〇五番一 七十三号から七十九号ま  
 で  
 四〇四番三 八十号から八十七号まで  
 四〇七番一 八十八号から九十三号ま  
 で

二（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 百合地南川  
 二（二）砂防法第二条の土地の表示  
 次に掲げる土地に存する標柱一号から四十  
 七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十  
 七号を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 兵庫県豊岡市百合地  
 字向フ山 一三一四番 一号から四号まで  
 一三一三番 五号から七号まで  
 一三一二番 八号から十五号まで  
 一三二〇番 十六号  
 一三〇五番 三十二号から三十六号  
 まで及び四十号から四  
 十二号まで  
 一三一一番 三十七号から三十九号  
 まで  
 一三一五番 四十三号から四十七号  
 まで  
 一三二四番 十七号  
 地先道路敷 一八号から二十三号ま  
 一七四番 まで  
 一三二七番 二十四号及び二十五号  
 一七八七番 二十六号から二十八号  
 一七八九番 二十九号から三十一号  
 まで

字切立

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

地先道路敷  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

一三二四番  
 一三二七番  
 一三二八番

10	35°10'28.9252"	134°47'26.3970"
11	35°10'29.4637"	134°47'24.1315"
12	35°10'30.5118"	134°47'20.2539"
13	35°10'31.2511"	134°47'18.6046"
14	35°10'31.5189"	134°47'18.7101"
15	35°10'32.0864"	134°47'26.0139"
16	35°10'31.6812"	134°47'27.4788"
17	35°10'31.5617"	134°47'27.6914"

○国土交通省告示第四百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の  
 規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十  
 二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年三月二十六日

国土交通大臣 金子 恭之

一（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 コウジンバライエノウエ

二（一）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号  
 までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結  
 んだ線に囲まれた土地の区域  
 鳥取県日野郡日野町上菅  
 字坂口道下 一〇七〇番一 一号  
 地先水路敷 一〇五五番 二号及び六号  
 字山ノ神ノ上 一〇五二番八 三号  
 地先道路敷 一〇五二番五 四号  
 字田ノ塔谷 一〇五二番八 四号  
 字荒神原ノ上 一〇七六番一 五号  
 字坂口道下 一一〇〇番一 七号  
 地先水路敷

二（二）砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 小川尻川

二（三）砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号  
 までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結  
 んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年  
 建設省告示第千二百七十七号で指定した小川尻  
 川に掲げる土地の区域を除く。）  
 鳥取県日野郡日野町小原  
 字流田 八六五番 一号及び四号  
 地先河川敷 八六五番 二号  
 八六四番 三号

字一ノ谷

六六一番一	五号
地先河川敷	
六六一番一	六号
九〇八番	七号
地先河川敷	

○国土交通省告示第四百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の  
 規定により、同条の土地を次のとおり指定するの  
 で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十  
 二号）第一条の規定に基づき、告示する。  
 令和八年三月二十六日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称  
 上鶴川左支川五

二 砂防法第二条の土地の表示  
 熊本県上益城郡山都町大字田小野の区域内の  
 土地のうち、次の一点から十二点までを順次結  
 んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた  
 土地の区域

1	32°45'04.7473"	130°58'19.2626"
2	32°45'06.0788"	130°58'18.8454"
3	32°45'08.1264"	130°58'20.3646"
4	32°45'11.2207"	130°58'21.1496"
5	32°45'12.3385"	130°58'22.2100"
6	32°45'14.3230"	130°58'23.3943"
7	32°45'13.8043"	130°58'24.2777"
8	32°45'11.5541"	130°58'23.4347"
9	32°45'10.2748"	130°58'22.5248"
10	32°45'07.5071"	130°58'21.8879"
11	32°45'04.7731"	130°58'21.5023"
12	32°45'04.4210"	130°58'19.9268"

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

議案受領(予備審査)

三月二十四日内閣から次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

議案送付(予備審査) 三月二十四日議長は、次の議員提案を衆議院に送付した。

政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案(竹詰仁外一名発議)

答弁書受領

三月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員奥田ふみよ提出参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書(第一三三号)

参議院議員高良沙哉提出国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問に対する答弁書(第一四号)

参議院議員石垣のりこ提出奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書(第一五号)

参議院議員石垣のりこ提出外国人留学生在の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問に対する答弁書(第一六号)

人事異動

内閣

農林水産副大臣 根本 幸典
経済産業副大臣 山田 賢司
外務大臣政務官 島田 智明
(在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使) 外務事務官 永井 克郎

第十四回世界貿易貿易機関閣僚会議日本政府代表を命ずる
期間は令和八年四月十二日までとする(各通)(三三二四日)

警察庁

(警察大学校警務教養部長) 警視監 平居 秀一
警察大学校警備教養部長兼務を命ずる(三月十九日)

叙位・叙勲

〇叙位

従五位に叙する(各通)
大平 義郎 岡田 栄一
神田 榮治 福岡 福麿

従六位に叙する(各通)
有田 新彦 岩崎 仁 小尾 優
金井 智範 北村泰治郎 倉内 憲二
菅原 晶子 中川 弘 花岡 實
福田 邦雄 堀内 光雄 矢板 賢榮

従七位に叙する(以上二月十六日)
(宮崎大学名誉教授)
作田 俊美

従四位に叙する
(長野工業高等専門学校名誉教授)
倉澤 英夫

従五位に叙する
向山 昌邦
福田 克広

従六位に叙する(各通)
石川 賢弼 上原 助勝 大家 弘之
岡田 孝 佐藤 正人 高見 允厳
林 徳光 真崎 靖徳 渡邊 晴夫

従七位に叙する(各通)
酒井 昭 鈴木 晴男 東山 順次
赤井 松雄

從四位に叙する 松本 政明
從五位に叙する 多和田洋二
從五位に叙する (各通) 北村 利夫 田澤 耕男 木村 邦雄 中山 誠
從五位に叙する (各通) 上村 力 齋藤 亮一 川尻 和夫 高井 正文
正六位に叙する (各通) 石川 昭 井上 健治 岩橋 驍
瓜生 邦雄 大内 弘次 龜岡 松人
神戸 威 佐藤 常彦 田頭 三男
富所 勝 西田 泰弘 濱 行高
松山 耕造 湯浅 隆晴 吉岡 徳男
從六位に叙する (各通) 南 通 若松 勇一
正七位に叙する (各通) 伊藤 正光
從七位に叙する (以上二月十八日) 中村 均
正五位に叙する 北野 耕司
從五位に叙する 大谷 健治 大西 瞳
正七位に叙する (以上二月十九日) 花岡 利行
從七位に叙する (各通) (二月二十日) 貝塚二三夫 濱床 和明
正六位に叙する 大柳 登
正六位に叙する 齋藤 満 西村 則廣 和田 馨
從六位に叙する (各通) 鈴木 清吾
正七位に叙する (以上二月二十一日) 稲山 三郎
正六位に叙する 横畑 裕之
從六位に叙する (以上二月二十二日) 片岡 健
(新潟県加茂市・田上町消防衛 生保育組合消防司令) 横山 繁勝
正七位に叙する (各通) (二月二十三日) 瑞宝単光章を授ける (二月二十八日) 今信一郎

〇叙勲
旭日単光章を授ける (二月十七日) 田口 一壽
旭日双光章を授ける 川尻 和夫
旭日単光章を授ける (各通) (以上二月十八日) 横畑 裕之
旭日双光章を授ける (二月二十二日) 岡田 栄一 押木 徹 葛西裕美子
北村泰治郎 熊本 丞二 菅原 晶子
花岡 實
瑞宝双光章を授ける (各通) 阿部 公明 神田 仲次
柴田 克志 高月 安司
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上二月十六日) 作田 俊美
(宮崎大学名誉教授)
瑞宝中綬章を授ける (長野工業高等専門学校名誉教授) 倉澤 英夫
瑞宝小綬章を授ける 赤井 松雄 荒川美智男 上原 助勝
大塚 設夫 熊谷 勇治 清水 勇
鈴木 晴男 福田 克広 渡邊 晴夫
瑞宝双光章を授ける (各通) 高木 富男 真崎 靖徳
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上二月十七日) 岩橋 驍 大内 弘次
田澤 耕男 中山 誠
瑞宝双光章を授ける (各通) 瓜生 邦雄 佐藤 常彦 湯浅 隆晴
瑞宝単光章を授ける (各通) (以上二月十八日) 濱床 和明
瑞宝単光章を授ける (二月二十日) 西村 則廣 和田 馨
瑞宝双光章を授ける (各通) (二月二十一日) 稲山 三郎
瑞宝双光章を授ける (二月二十二日) 片岡 健
(新潟県加茂市・田上町消防衛 生保育組合消防司令) 横山 繁勝
瑞宝単光章を授ける (各通) (二月二十三日) 今信一郎
瑞宝単光章を授ける (二月二十八日) 今信一郎

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、ギリシャの国祭日につき、三月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
御祝電及び御答電
天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を寄せられた。
七ネガル大統領閣下
ベナン大統領閣下
トンガ国王陛下
大韓民国大統領閣下
カナダ総督閣下
オーストリア大統領閣下
インドネシア大統領閣下
パナマ大統領閣下
バキスタン大統領閣下
フィジー大統領閣下
クロアチア大統領閣下
ガボン大統領閣下
エジプト大統領閣下

パラグアイ大統領閣下
トリニダード・トバゴ大統領閣下
マレーシア国王陛下
フランス大統領閣下
アルバニア大統領閣下
サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン国王
東ティモール大統領閣下
タイ国王陛下
パラオ大統領閣下
リビア首脳評議会議長閣下
ボツワナ大統領閣下
アルメニア大統領閣下
トルクメニスタン大統領閣下
モリタニア大統領閣下
ガーナ大統領閣下
ジンバブエ大統領閣下
サンマリノ両執政閣下
スロバキア大統領閣下
ハンガリー大統領閣下
北マケドニア大統領閣下
オランダ国王王妃両陛下
中華人民共和国主席閣下
スリランカ大統領閣下

官庁報告

官庁事項

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の第十二号の規定により公示する。
令和8年三月二十六日
貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項
令和8年2月18日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者
金融庁長官 伊藤 豊

Table with 2 columns: 発 録 番 号 (Registration Number) and 商号、名称又は氏名 (Trade Name, Name, or Surname). Rows include 関東財務局長 (1)第01532号, 東京都知事 (1)第32049号, 東京都知事 (1)第32050号, 東京都知事 (1)第32051号, and 日本ブライアント・デット株式会社.

東京都知事 (1)第32052号	株式会社椰パートナーズ
東京都知事 (1)第32053号	XM Finance株式会社
広島県知事 (15)第00240号	株式会社フジサキ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名(旧商号等)
令和8年1月1日	北陸財務局長 (14)第00013号	株式会社北国クレジットサービス (株式会社北国クレジットサービス)
令和8年1月27日	東京都知事 (3)第31672号	DMMローン診断株式会社(住宅ローン診断カンパニー株式会社)

令和8年2月18日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者(廃業)

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事 (11)網第00263号	株式会社アライ
青森県知事 (8)第01667号	ゴールド
東京都知事 (1)第32023号	株式会社バンカーズ
東京都知事 (1)第32013号	株式会社優良住宅ローン
東京都知事 (2)第31884号	Lエージェンシー株式会社
東京都知事 (1)第32001号	株式会社ゼロメディカル

令和8年2月18日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者(不更新)

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事 (14)第00447号	八幡産業株式会社

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、新潟労働局の関係事業主を代表する者岡村厚の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5条

及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和8年3月26日

厚生労働大臣 上野賢一郎

記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、新潟労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和8年4月6日
- 推薦書及び添付書類提出先 新潟労働局労働基準部労災補償課様式

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- 註1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 提出部数は正副2通とすること。
- 履歴書2通を添付すること。

労働省告示第555号

北海道礼文郡礼文町役場保存の次の除籍が滅失した。

令和八年三月十六日

北海道礼文郡登米町大字民和村字シムトコヤノイ百番地 榎田 繁治

労働省告示第556号

秋田県北秋田市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

令和八年三月十六日

秋田県北秋田郡大阿仁村四百五十一番地ノ内一 石井金之助

労働省告示第557号

上記の年の申請に係る日本国に帰化の件並びにこれを証する。

令和八年三月十六日

住所 埼玉県鴻巣市

コダイラ・ミキオ 平成16年9月29日生

住所 京都府宇治市

田京浩 昭和54年1月2日生

住所 東京都北区

田依琳 平成16年11月19日生

住所 東京都北区

ジョン・ポール 平成2年4月8日生

住所 東京都荒川区

遊華美 平成14年1月9日生

住所 愛知県豊田市

グエン・タン・タム 昭和60年9月9日生

住所 愛知県岡崎市

プーン・エヴァン 昭和60年6月13日生

住所 茨城県つくば市

ミタソフ・アレキサンドル・イゴレビッチ 昭和63年12月25日生

住所 東京都江東区

陳昆宏 昭和61年12月24日生

住所 川崎市中原区

モイセーツ・パベル・パベロビッチ 昭和60年10月27日生

住所 大阪府寝屋川市

馬勇 昭和60年6月4日生

住所 大阪府北区

馬宏尚 令和元年6月12日生

住所 大阪府北区

柯正雄 平成元年1月30日生

住所 東京都千代田区  
 呂堯 平成2年4月17日生  
 住所 横浜市中区  
 エレマイヤー・ユミ・ナカジマ 昭和53年6月6日生  
 エレマイヤー・リュウゴ・ルカ・ナカジマ 平成30年4月10日生  
 住所 東京都墨田区  
 ボゴモロフ・セルゲイ・イーゴレヴィチ 昭和59年10月22日生  
 住所 千葉県市川市  
 ドー・ティー・ミン・フウオン 昭和62年6月6日生  
 住所 神戸市北区  
 徐晶 平成6年4月13日生  
 住所 愛知県春日井市  
 林詠弦 平成3年3月10日生  
 住所 東京都足立区  
 李美陞 昭和38年3月21日生  
 住所 京都府長岡京市  
 金美沙 平成5年8月31日生  
 住所 東京都足立区  
 虞単峰 平成5年5月1日生  
 住所 横浜市緑区  
 ジェシー・レイ・ホンクラダ・カイエタノ 平成19年5月3日生  
 住所 東京都東村山市  
 周延光 昭和45年3月22日生  
 周全 平成18年6月2日生  
 住所 千葉県印西市  
 アナフ・アビド 平成4年10月18日生  
 アズワン・アビド 令和5年5月22日生  
 アビド・アンザル 令和7年3月11日生  
 住所 横浜市戸塚区  
 王偉 昭和62年12月27日生  
 王子昂 平成29年4月12日生  
 王子軒 令和5年6月26日生  
 住所 熊本市北区  
 フルカワ・マイ 昭和59年2月11日生  
 住所 大阪府池田市  
 張婉冰 平成4年10月20日生

住所 岐阜県大垣市  
 ピクトル・ツヨシ・ツカモト・ストウ 平成18年12月2日生  
 住所 東京都世田谷区  
 白喜媛 昭和47年6月27日生  
 住所 千葉県八街市  
 ジョアナ・メイ・ルムビス 平成3年5月10日生  
 住所 岐阜県羽島市  
 タイス・ミドリ・デイ 平成8年6月8日生  
 住所 和歌山市  
 康思思 昭和58年2月9日生  
 侯峻康 平成23年2月11日生  
 侯博康 平成26年3月27日生  
 住所 名古屋市中村区  
 ウブラジ・ラミチャネ 平成3年8月19日生  
 住所 京都市東山区  
 姜伶奈 昭和60年11月12日生  
 住所 千葉県八千代市  
 カマル・ダカル 平成4年12月10日生  
 住所 千葉県市川市  
 史志軍 昭和25年11月6日生  
 住所 東京都立川市  
 ジャイコレル・ディラ・クルス・ヤマグチ 平成5年10月25日生  
 住所 東京都江戸川区  
 バベッシュー・ジャンティラル・ダベール 昭和59年10月29日生  
 デイシャーベン・バベッシュー・ダベール 昭和60年2月21日生  
 アハン・バベッシュー・ダベール 平成31年4月11日生  
 住所 静岡県富士市  
 クルップ・アラッチゲ・プリマンティ・ニサンサラ 平成3年2月4日生  
 ヤーバ・パティラナゲ・ディヘン・アキオ 令和4年1月25日生  
 住所 東京都荒川区  
 ロニタ・グルン 平成5年2月7日生  
 住所 岐阜市  
 李春実 昭和32年8月16日生  
 鄭紀子 昭和34年7月22日生

住所 大阪府茨木市  
 朴慶子 昭和57年3月29日生  
 権莉美 平成22年2月26日生  
 権颯太 平成24年5月25日生  
 住所 愛知県春日井市  
 朴英子 昭和42年9月24日生  
 住所 愛知県海部郡大治町  
 徐芳峰 昭和40年12月25日生  
 住所 愛知県春日井市  
 許健一 昭和53年9月20日生  
 住所 愛知県小牧市  
 高成哲 昭和32年5月2日生  
 韓朝子 昭和29年11月10日生  
 高麻美 昭和61年1月27日生  
 住所 名古屋市中区  
 高晃一 昭和59年6月12日生  
 住所 名古屋市中南区  
 金美奈 平成6年4月17日生  
 住所 名古屋市中川区  
 鄭商圭 昭和24年3月20日生  
 李初美 昭和25年4月20日生  
 住所 千葉県成田市  
 ラクシミ・ネウパネ 平成6年4月14日生  
 サイサ・アディカリ 令和7年11月14日生  
 住所 兵庫県宝塚市  
 鄭泰成 昭和43年9月29日生  
 梁景美 昭和49年7月26日生  
 鄭成浩 平成13年11月7日生  
 住所 東京都北区  
 鄭成悟 平成15年7月22日生  
 住所 兵庫県西宮市  
 金美里 平成6年7月1日生  
 住所 兵庫県尼崎市  
 李雪子 昭和32年9月30日生  
 住所 兵庫県尼崎市  
 朴惠喜 昭和62年7月29日生  
 住所 兵庫県明石市  
 高公子 昭和25年12月2日生  
 住所 愛知県知多郡東浦町  
 白龍太 昭和63年2月11日生  
 住所 東京都杉並区  
 ゴビ・クリシュナ・グルング 昭和60年6月7日生

住所 東京都墨田区  
 石磊 平成12年9月12日生  
 住所 東京都江東区  
 徐トゥナ 昭和57年9月19日生  
 住所 愛知県一宮市  
 フェリックス・サード・カストロ・ヴィラヌーバ 平成17年10月28日生  
 住所 愛知県高浜市  
 エリカ・マユミ・ヒアネ 平成3年5月12日生  
 エイキ・ヒアネ 平成29年12月2日生  
 エミリ・ヒアネ 令和元年6月30日生  
 住所 三重県四日市市  
 グスタボ・マダ・ベレス・ウラノ 平成16年10月21日生



經 緯 碑

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第2項の規定により次のように公示する。

- 前払式支払手段発行者の商号  
 レア株式会社
- 代表者の氏名 代表取締役 山田 和義
- 住所 東京都豊島区池袋1丁目14番27号N Iビル3F
- 上記の者の前払式支払手段の発行保証金につき法第31条第1項の権利を有するものは、令和8年6月22日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第7による申出書等の提出を行うとともに、前払式支払手段を所有していることを証明されたい。  
 （提出先）  
 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
 関東財務局理財部金融監督第6課
- 前項の期間内に申出等がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続から除斥される。  
 令和8年3月26日

関東財務局長 後藤 健二

### 割賦販売法に基づく同法第35条の3の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者から、法第35条の3の62において準用する法第26条第1項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の3の62において準用する法第26条第2項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和8年3月26日

経済産業大臣 赤澤 亮正

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社池田友の会	山形県鶴岡市本町二丁目2番27号	友第2029号	令和8年3月4日

### 割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の3の62において準用する法第27条第1項第4号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和8年3月26日

東北経済産業局長 佐竹 佳典

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の3の62において準用する法第21条第1項の権利を有する者は、令和8年5月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）第3条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和8年5月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社池田友の会	山形県鶴岡市本町二丁目2番27号	令和8年3月4日

記

あて先 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3-1  
東北経済産業局産業部消費経済課  
電話022-208-6775  
メールbz1-thk-tomo001@meti.go.jp

様式

申出書

東北経済産業局長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第1項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

- 債務者の名称及び住所
- 債権額
- 債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

### 登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の23の登録をした者から、法第35条の3の35において準用する法第26条第1項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の3の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年3月26日

関東経済産業局長 岩田 泰

名称	株式会社太平フィナンシャルサービス
本店の所在地	東京都文京区本郷一丁目13番4号
登録番号	関東（個）第108号-1
営業廃止年月日	令和8年2月20日

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

#### 令和8年（へ）第1号

福岡市博多区東比恵4丁目10番11号  
申立人 福岡ダイハツ販売株式会社  
代表者代表取締役 内山 邦彦  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年7月8日  
令和8年3月5日 直方簡易裁判所  
（別紙）目録  
約束手形 1通

手形番号 B C 457872

金額 2,400,057円

支払期日 令和8年2月28日

支払地 直方市

支払場所 福岡ひびき信用金庫 直方支店

振出日 令和7年12月19日

振出地 白地

振出人 直方自動車商事株式会社 代表取締役

齋藤 大祐

受取人 申立人

最終所持人 申立人

#### 令和8年（へ）第2号

福岡県中間市岩瀬2丁目16番1号花田テナントC

申立人 株式会社SHINRYO

代表者代表取締役 山本 凌士

権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月24日

令和8年3月4日 小倉簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 Y K 73904

金額 242,000円

支払期日 令和7年12月31日

支払地 北九州市

支払場所 株式会社福岡銀行北九州営業部

振出日 令和7年11月30日

振出地 白地

振出人 株式会社ユキテック 代表取締役 金

田 悟

受取人 申立人

最終所持人 申立人

#### 令和8年（へ）第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に、権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

埼玉県朝霞市宮戸2丁目6番34号

申立人 島田 照美

権利の届出の終期 令和8年6月24日

令和8年3月5日 東京簡易裁判所

東京簡易裁判所

## (別紙) 目録

- 1(1)不動産の表示(土地の表示)  
所在 練馬区田柄一丁目  
地番 6144番9  
地目 宅地  
地積 63.20平方メートル
- (2)登記年月日番号 東京法務局練馬出張所昭和39年10月23日受付第46011号
- (3)登記した権利の内容  
登記の目的 条件付貸借権設定仮登記  
原因 昭和39年9月22日設定(条件 昭和39年9月22日金銭消費貸借契約の債務不履行)  
借賃 1月坪10円  
支払期 毎月末日  
存続期間 3年  
特約 譲渡、転貸ができる  
権利者 練馬区東大泉町366番地 中村 芳弘
- 2(1)不動産の表示(主である建物の表示)  
所在 練馬区田柄一丁目6144番地9  
家屋番号 6144番9  
種類 居宅 車庫  
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建  
床面積 1階 18.57平方メートル  
2階 37.68平方メートル  
3階 28.09平方メートル
- (2)登記年月日番号 東京法務局練馬出張所昭和39年10月23日受付第46011号
- (3)登記した権利の内容  
借賃 1月坪100円  
2(3)の登記の目的、原因、支払期、存続期間、特約及び権利者の記載は1(3)の記載に同じ

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

## 令和7年(家)第929号

青森県弘前市大字北園1丁目2番地33  
申立人 岡村 聡哉

本籍青森県むつ市川守町546番地、最後の住所千葉県千葉市若葉区貝塚町4番地1 ネオポート東千葉103号  
不在者 岡村 聡  
昭和31年8月29日生  
届出期間満了日 令和8年7月31日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第1189号

広島県広島市安佐南区川内5丁目696番地23  
申立人 都築 大道  
本籍広島県広島市中区寺町111番地、最後の住所広島県広島市中区白島北町18番3-601号  
不在者 都築 愛  
昭和57年8月9日生  
届出期間満了日 令和8年7月10日  
広島家庭裁判所

## 令和7年(家)第1219号

福岡県嘉麻市熊ヶ畑2600番地3  
申立人 立石代理子  
本籍福岡県嘉麻市熊ヶ畑2600番地3、最後の住所福岡県福岡市東区大字千早1番地の11  
不在者 立石 一美  
昭和18年1月10日生  
届出期間満了日 令和8年7月24日  
福岡家庭裁判所

## 失踪宣告

## 令和7年(家)第4750号

本籍千葉県銚子市仲町1810番地、最後の住所東京都新宿区坂町20番地 メゾン四谷101号  
不在者 鴨野 泰造  
昭和17年6月8日生  
令和8年3月10日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

## 令和7年(へ)第1号

名古屋市中区大須4丁目14番26号  
申立人 中央木材市売株式会社  
代表者代表取締役 友松 功  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月10日  
令和8年3月11日 小樽簡易裁判所

## (別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 AM11700  
金額 445,500円  
支払期日 令和8年1月20日  
支払地 北海道小樽市  
支払場所 株式会社北洋銀行小樽中央支店  
振出日 令和7年9月16日  
振出地 北海道小樽市  
振出人 株式会社新宮商行 代表取締役 坂口 栄治郎  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 令和7年(へ)第3号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

神戸市東灘区岡本3丁目8番20号  
申立人 西岡 五郎  
権利の届出の終期 令和8年3月4日  
令和8年3月5日 神戸簡易裁判所  
(別紙) 目録

## 1 土地の表示

- (1)所在 南あわじ市松帆慶野字南原  
地番 753番2  
地目 山林  
地積 421平方メートル
- (2)所在 南あわじ市松帆慶野字南原  
地番 754番  
地目 山林  
地積 857平方メートル
- (3)所在 南あわじ市松帆慶野字南原  
地番 754番1  
地目 山林  
地積 184平方メートル
- 2 登記年月日番号 神戸地方法務局洲本支局昭和37年9月24日受付第3247号
- 3 登記した権利の内容  
登記の目的 抵当権設定  
原因 昭和37年9月20日金銭消費貸借同日設定  
債権額 金80万円  
損害金 年3割6分

債務者 神戸市須磨区月見山本町二丁目128番地  
西岡 五平  
抵当権者 神戸市兵庫区荒田町一丁目90番地  
持分2分の1  
浅野 志ふ

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済してはならない。

## 令和8年(フ)第1765号

東京都西東京市谷戸町3丁目1番6-106号  
債務者 株式会社Y's Glow  
代表者代表取締役 柳田 恭宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 香織
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第1827号

東京都墨田区八広2丁目48番5-208号  
債務者 有限会社ポアレ工業  
代表者代表取締役 時田和加子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 哲敏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

## 令和8年(フ)第35号

栃木県足利市借宿町332番地  
債務者 有限会社野手商店  
代表者代表取締役 野手 一功

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 恒一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時30分

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和8年(フ)第453号**

神奈川県藤沢市大庭5404番地の3  
債務者 株式会社アクアプロワン  
代表者代表取締役 吉田 朗

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 尚
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前10時30分

横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第5506号**

大阪府豊中市上津島2丁目10番2号  
債務者 有限会社ダイノウ  
特別代理人 弁護士 廣瀬 主嘉

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仁戸田康平

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第923号**

大阪市平野区瓜破東2丁目8番22号  
債務者 有限会社サクセスエステート  
代表者清算人 植田真寿美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 彰浩

大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年(フ)第59号**

岡山県倉敷市福田町古新田370番地11  
債務者 三宅 昇

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 英臣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第11号**

福岡県飯塚市目尾1325番地10  
債務者 谷口 浩一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 朋
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和7年(フ)第225号**

福島市荒井字二合内31番地の3  
債務者 宗形 次男

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤久美子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
福島地方裁判所

**令和7年(フ)第740号**

神奈川県小田原市前川169番地の1 102  
債務者 常安 直人

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊佳代子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第104号**

神奈川県足柄上郡山北町岸1675番地9  
債務者 西辻 力

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 服子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第188号**

岐阜県大垣市福田町868番地1 M's Y  
A棟201、前住所岐阜県大垣市牧野町1丁目277番地1

債務者 花ことばこと 田中 富子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 聡
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで  
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和8年(フ)第35号**

三重県四日市市大字日永5217番地1 市営2-31

債務者 谷口 裕子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 良寛
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月5日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和8年(フ)第480号**

愛知県春日井市白山町3丁目3番地1 ド  
リ-ミオ白山201号室

債務者 上野 新道

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 祥玄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第61号**

愛知県西尾市川口町平池71番地

債務者 北村 薫

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 大史

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月30日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月30日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和8年(フ)第1716号**

東京都足立区東伊興3丁目17-9-205

債務者 田淵 裕基

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 晃一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(フ)第21号**

栃木県小山市神鳥谷1丁目8番22号

債務者 奈須 和子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿村 庸平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで  
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和8年(フ)第308号**

東京都三鷹市野崎3丁目1番1号メープルハウス203

債務者 安藤 博康

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸塚 晃
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第367号**

東京都町田市西成瀬3丁目5番24号グリーンハイム成瀬102

債務者 小原 真悟

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 宏樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第381号**

北海道旭川市東旭川町下兵村252番地 医療法人社団圭泉会旭川圭泉会病院、住民票上の住所北海道旭川市豊岡1条5丁目5番23号

債務者 野原いづみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 昌宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで  
旭川地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第392号**

東京都国立市富士見台3丁目10番地の19

債務者 越前谷 昂

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒川 香遥
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月4日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第11号**

熊本県唐津郡あさぎり町上北802番地11

債務者 竹本 信二

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月5日午前11時

6 免責意見申述期間 令和8年6月5日まで  
熊本地方裁判所人吉支部

**令和7年(フ)第1951号**

横浜市保土ヶ谷区東川島町23番地49

債務者 原嶋 涼

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小木 正和
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月16日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第24号**

静岡県富士宮市外神548番地の1

債務者 清 貴久

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐野 良行
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和8年(フ)第33号**

静岡県富士宮市大岩494番地の9

債務者 松浦 直美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉山 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで  
静岡地方裁判所富士支部

**令和8年(フ)第427号**

横浜市磯子区磯子6丁目37番17号

債務者 稲葉 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月18日午後1時40分

6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第454号**

神奈川県中郡大磯町国府本郷1077-19、住民票上の住所神奈川県藤沢市大庭5462番地の3  
カリエンテ湘南203

債務者 吉田 朗

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 尚
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月22日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月15日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第36号**

栃木県足利市借宿町332番地

債務者 野手 一功

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 恒一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月19日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月18日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和8年(フ)第1766号**

東京都西東京市谷戸町3丁目1-6-106

債務者 柳田 恭宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 香織
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2626号**

横浜市南区白妙町5丁目70番地 シエリア横浜阪東橋1105号

債務者 高野 千穂(申立時の氏切通)

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日向 誓子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月15日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第104号**

京都府宇治市小倉町蓮池151番地の45

債務者 高岡 昌史

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲田 真孝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第1046号**

大阪市住之江区安立4丁目13番20号

債務者 西村 昌輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洞 良隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第1047号**

大阪市浪速区元町2丁目6番23-405号

債務者 西村 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 洞 良隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第8号**

岡山県津山市小田中1300番地15

債務者 神田健太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大林 建太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
岡山地方裁判所津山支部

**令和8年(フ)第125号**

北海道茅部郡森町字本町122番地  
債務者 武藏 和正

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 兼平 誠也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第126号**

北海道茅部郡森町字本町122番地  
債務者 武藏 養子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 兼平 誠也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第228号**

福島県二本松市若宮2丁目161番地18井上ア  
パート103号

債務者 武田 善光

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉持 恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
福島地方裁判所

**令和7年(フ)第251号**

福島県いわき市常磐下湯長谷町家中跡11番地  
コリーナ・デ・カオン205、従前の住所福島  
県いわき市平北白土字宮田22番地 ヴァン  
ペール1-102

債務者 脇坂 和賢

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大堀 和哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
福島地方裁判所いわき支部

**令和8年(フ)第14号**

茨城県結城市結城11743-124、住民票上の住  
所茨城県結城市中央町一丁目10番地1

債務者 岩瀬知恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 百目鬼明子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(フ)第1147号**

神戸市東灘区北青木2丁目8番14号 102号  
債務者 ひろの整骨院こと 川西 宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時25分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第24号**

香川県綾歌郡宇多津町231番地 県営住宅宇  
多津団地7棟202号室、旧住所香川県綾歌郡  
宇多津町浜六番丁87番地24 エトワール増田  
102

債務者 松元 裕一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福岡 直也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第950号**

北九州市八幡西区若葉1丁目21番4-207号  
債務者 岩永 千春

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川上 武志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(フ)第170号**

横浜市港南区日限山3丁目29番10号  
債務者 武田伸一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 数規

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第123号**

京都市伏見区横大路下三栖山殿44-6 ジー  
メゾン伏見エルデ103号室、住民票上の住所  
京都府八幡市川口西扇19番地4

債務者 藤分 瑞稀

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川武治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第127号**

福岡県中間市中央1丁目4番11号 アベ  
ニューB 103号、前住所福岡県中間市中鶴  
1丁目25番1-505号 リヴァブルなかも

債務者 久家 雅道

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 春田 康秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(フ)第17号**

宮城県石巻市門脇字元浦屋敷30番地1  
債務者 邊見 豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝沢 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後4時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和8年(フ)第68号**

岡山県苫田郡鏡野町富東谷414番地10 町営  
住宅ヴィラヤマセミ団地3号

債務者 家守 政孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 直樹

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第131号**

広島県廿日市市大野中央4丁目9番31号  
103

債務者 田中 唯(旧姓青木)

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田島 侑介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1056号**

北九州市小倉北区末広1丁目6番7号

債務者 金村 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 真記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第513号**

大分市城東町10番25-2号

債務者 永井 貴大

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 昇悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年(フ)第110号**

大分県別府市大字鶴見2654番地の1 大石ハ  
イツ301号

債務者 吉見香代子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗田 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年(フ)第29号**

宮城県加美郡加美町宮崎字町139番地  
債務者 鎌田 和樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舘崎 歩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時5分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和7年(フ)第2303号**

さいたま市岩槻区加倉5丁目9番5-3号  
ウエインビルドⅡ 101  
債務者 新濱 有起

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚信之介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第3334号**

横浜市南区三春台92番地 ポートハイム三春台305号室  
債務者 和田 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 満
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3426号**

大阪府門真市三ツ島2丁目2番3-101号  
債務者 芦田美由紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 秀樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5481号**

大阪府摂津市別府1丁目2番31号  
債務者 與島 利幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 崇裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第260号**

大阪市阿倍野区阿倍野元町2番1号 ステイト阿倍野602号  
債務者 田中 弘一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原 裕子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第831号**

大阪府守口市高瀬町4丁目1番44号  
債務者 竹内 正明

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松下 美穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第1028号**

大阪市中央区高津3丁目3番29号 プレステージ高津703号  
債務者 嶋津 朋子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪下慎太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第719号**

兵庫県尼崎市南竹谷町3丁目6番地の9  
1107  
債務者 長野工業こと 長野 修一

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大田 健司

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和8年(フ)第15号**

兵庫県尼崎市南塚口町1丁目2番17号サンバテイク南塚口Ⅱ101号  
債務者 テック・タイヤサービスこと 檜敏正

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 紘子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和8年(フ)第29号**

徳島県徳島市津田町1丁目10番19号  
債務者 芳崎 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 正成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第46号**

高知市一宮西町2丁目22番21-7号  
債務者 河野 明美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 佐知
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
高知地方裁判所破産係

**令和8年(フ)第14号**

福岡県飯塚市下三緒1001番地8  
債務者 田中 賢一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 明輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和8年(フ)第10号**

鹿児島県南九州市知覧町南別府25810番地  
債務者 山中 将京

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大毛 裕貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和8年(フ)第39号**

福島県郡山市あぶくま台2丁目32番地  
債務者 藤田 優

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 宏昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和8年(フ)第469号**

横浜市南区宮元町2丁目28番地1 ドメス横浜南601号

債務者 平野 景子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 昌人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第48号**

福岡市博多区那珂5丁目4番8号 リシェスクレーヴ 505号、申立時の住所鹿児島市加治屋町11番22号 レーベン加治屋町M I D CORE1102号

債務者 西郷 晃成

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾之上 玲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第2028号**

埼玉県川口市差間3丁目19番2号 F M  
シェーネ202号

債務者 吉川 瑞樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 権田健一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第264号**

さいたま市桜区町谷3丁目24番9-701号

債務者 南 真志

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮野 大翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1000号**

埼玉県入間市豊岡5丁目4番3号

債務者 メルヘンコッペこと 増岡 基夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立花ほの佳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和8年(フ)第127号**

埼玉県所沢市緑町1丁目5番9-301号

債務者 渡邊 彰久

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金古幸香里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和8年(フ)第152号**

北九州市八幡西区小嶺台4丁目3番15号

債務者 安永 宣之

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 啓輔

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年(フ)第71号**

沖縄県宜野湾市大山2丁目21番8号 パニヤン  
ガーデン3-D

債務者 友利 暁

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和7年(フ)第6692号**

東京都東村山市本町2丁目17番地7 704、  
申立時の住所大阪府淀川区西中島2丁目15番  
10号 メゾンカジサン 803号

債務者 千葉 元道

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三島 大樹
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間****令和8年(フ)第326号**

埼玉県幸手市栄4番5-201号

債務者 土屋美由紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第357号**

埼玉県鴻巣市宮前44番地1

債務者 藤田タケシこと フジタ ドウグラス  
タケシ

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第35号**

新潟県南魚沼市上葉師堂57番地1

債務者 黒滝 亜美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和8年(フ)第35号**

愛知県安城市桜町7番20号 グローリアス安  
城桜町第2-204

債務者 野村真由美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和8年(フ)第44号**

愛知県西尾市西浅井町道坂1番地10 有料老人  
ホーム松華亭、前住所愛知県西尾市戸ヶ崎  
2丁目12番地12 J・Precious101  
号室

債務者 浅野 廣

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和8年(フ)第338号**

愛知県あま市甚日寺乾出68番地 加藤アパー  
ト 3号

債務者 佐藤 明仁

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第348号**

名古屋市中区戸田明正1丁目2005番地の3

債務者 羽柴 佑美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第365号**

名古屋市東区葵1丁目17番14号 エルブ葵  
903号

債務者 河原崎奈美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第367号**

名古屋市南区弥生町189番地 コーポやよい  
101号

債務者 中村 正男

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第416号**

名古屋市千種区春里町2丁目40番地 県営春  
里住宅3-203号

債務者 吉安磨亜耶

法定代理人補助人 堀江 哲史

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第43号**

岡山県倉敷市連島町鶴新田2519番地7  
債務者 田邊 順子(旧姓守安)

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第68号**

岡山県倉敷市玉島勇崎810番地2  
債務者 秦野 晏里(旧姓谷口)

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第153号**

北海道石狩市花川北2条4丁目187番地  
債務者 鈴木 龍

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第166号**

札幌市北区北30条西4丁目1番15号 第2 富久美レジデンス205号  
債務者 田中 芙雪(変更前の氏名田中榮太郎(旧姓石川))

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第287号**

札幌市東区北23条東18丁目6番23-206号  
債務者 牛山まゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第325号**

北海道江別市文京台南町25番地の18 文京の里南館206  
債務者 市場 義朗

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第335号**

札幌市清田区里塚2条4丁目16番22号 ドリーム里塚Ⅲ-101号  
債務者 山田 京子(旧姓北崎)

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第10号**

北海道岩見沢市6条東4丁目17番地2 シャルムマツムラE号室  
債務者 長谷川明信

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和8年(フ)第12号**

栃木県足利市本城1丁目1723番地2 カーサ・プラシードⅡ 102  
債務者 荒井 忍

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和8年(フ)第16号**

北海道岩見沢市八条西8丁目2番地 コーポエイト&エイト206号室  
債務者 大泉由美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和8年(フ)第18号**

北海道空知郡南幌町栄町4丁目3番10-201号  
債務者 原中 和枝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和8年(フ)第5号**

福島県いわき市小名浜大原字東橋本35番地の1 メゾンリバーB102  
債務者 伊東由香利

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
福島地方裁判所いわき支部

**令和8年(フ)第35号**

茨城県水戸市元吉田町366番地の2 ジュネス吉田台202号  
債務者 薄井 仁志

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
水戸地方裁判所

**令和8年(フ)第54号**

茨城県水戸市渡里町2411番地の1 サンリパティN206号、前住所茨城県笠間市東平4丁目6番10号 レクリオA-1-1  
債務者 大島 能豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
水戸地方裁判所

**令和8年(フ)第63号**

茨城県那珂市菅谷2299番地1 エレガンシアB棟101号室  
債務者 介川 幸子(旧姓畠山)

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
水戸地方裁判所

**令和8年(フ)第8号**

茨城県高萩市高浜町3丁目103番地 高浜住宅 6-202  
債務者 原 美保

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
水戸地方裁判所日立支部

**令和8年(フ)第47号**

群馬県前橋市広瀬町2丁目35番地3 N-668号  
債務者 小林 正明

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年(フ)第39号**

群馬県高崎市剣崎町201番地40  
債務者 津幡 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(フ)第41号**

群馬県高崎市北久保町16番地13 ラッキー  
ビュア205号  
債務者 西川 剛伸

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(フ)第47号**

群馬県高崎市寺尾町1593番地1  
債務者 鈴木 里巳

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(フ)第48号**

群馬県高崎市下小鳥町261番地4 ラヴィ  
債務者 高橋 雅明

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(フ)第52号**

群馬県富岡市妙義町大牛523番地5 妙義白  
雲寮、住民票上の住所群馬県富岡市中高瀬54  
番地 桐湖県営75-K-87  
債務者 柳澤まゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(フ)第209号**

さいたま市浦和区岸町5丁目1番18号 ピノ  
グランデsekiki203  
債務者 金子 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第121号**

埼玉県春日部市南5丁目3番10号 トップマ  
ウントII-101号  
債務者 岡田 建城

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和8年(フ)第151号**

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南1丁目1番地  
9 ビービル302  
債務者 沼倉由加理(旧姓阿部)

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和8年(フ)第25号**

埼玉県川越市大字藤間80番地10 (キャメル  
新河岸3 101号室)、前住所埼玉県さいたま  
市西区三橋6丁目1731番地15 シャルール西  
大宮303  
債務者 大江 健太

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和8年(フ)第48号**

埼玉県行田市富士見町2丁目31番地2 パー  
シモンハイム203  
債務者 杉村 年幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年(フ)第61号**

埼玉県児玉郡神川町大字中新里163番地2  
グリーンヒルズ103号  
債務者 塚越 勝美

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年(フ)第43号**

川崎市麻生区高石3丁目12番17-4号  
債務者 円能寺敬子(旧姓小泉)

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第121号**

川崎市麻生区百合丘1丁目6番地21 横山荘  
101  
債務者 根来 隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第188号**

川崎市川崎区小田1丁目7番8号 サウスレ  
イク小田 101  
債務者 小宮 可子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第194号**

川崎市川崎区追分町1番15-604号 ライオ  
ンズマンション川崎第14  
債務者 清水 康孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(フ)第24号**

三重県伊勢市古市町355番地10 ホームマッ  
トサウス 506号室  
債務者 山本 賢

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和8年(フ)第25号**

三重県伊勢市古市町355番地10 ホームマッ  
トサウス 506号室  
債務者 山本 潤

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和8年（フ）第9号**

福岡県みやま市高田町下楠田2000番地209  
債務者 宮本潤一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
福岡地方裁判所大牟田支部

**令和8年（フ）第116号**

北九州市小倉北区真鶴1丁目6番22-403号  
債務者 坂田 愛

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（フ）第134号**

北九州市小倉南城区野3丁目3番27-503号  
債務者 桑原 智香

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和8年（フ）第39号**

北海道帯広市西21条南4丁目39番地 新緑団地2号棟2109号  
債務者 山口 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和8年（フ）第51号**

茨城県水戸市見和2丁目255番地 県営見和アパート11棟105号  
債務者 堀越のり子

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
水戸地方裁判所

**令和8年（フ）第21号**

茨城県猿島郡境町陽光台1丁目14番地9 サクセス102  
債務者 矢部麻衣乃（旧姓菊川）

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和8年（フ）第26号**

横浜市戸塚区下倉田町250番地1 コープ野村戸塚下倉田516号  
債務者 吉澤真喜子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年（フ）第290号**

神奈川県茅ヶ崎市高田1丁目11番22号 ドエル湘南101  
債務者 横田 康介

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年（フ）第354号**

横浜市青葉区若草台5番地5 グレース若草台303号  
債務者 武部慎太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年（フ）第3号**

新潟県佐渡市梅津2118番地  
債務者 大坂 千瑞

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

**令和7年（フ）第71号**

京都府亀岡市宇津根町土井ノ内35番地 プルーリオン亀岡410号  
債務者 石津奈穂美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和8年（フ）第27号**

山口県山陽小野田市高千帆2丁目19番16号  
コーポエトワール202号  
債務者 玉井 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
山口地方裁判所宇部支部

**令和8年（フ）第8号**

香川県観音寺市柞田町丙870番地  
債務者 黒田 晃夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
高松地方裁判所観音寺支部

**令和8年（フ）第63号**

鹿児島市武岡5丁目33番63-32号  
債務者 牧之瀬 明

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和8年（フ）第57号**

愛知県高浜市二池町3丁目6番地41（マリン高浜ベイ206号）  
債務者 伊藤 武裕

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和8年（フ）第31号**

栃木県足利市大沼田町1049番地  
債務者 中野 諄子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和8年（フ）第255号**

東京都立川市西砂町5丁目33番地の5 グランポヌールメゾン403号  
債務者 南 洋希

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第257号**

東京都八王子市高倉町12番地4都営高倉2  
アパート1-101

債務者 塩野 淳司

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年(フ)第44号**

岐阜市岩田坂1丁目7番3-301号(岩田坂  
団地)

債務者 大島めぐみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで  
岐阜地方裁判所

**破産債権の届出期間及び一般  
調査期日****令和7年(フ)第595号**

鹿児島市荒田1丁目18番10号

破産者 渡部 正利

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月5日午前11時30分  
令和8年3月13日  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和5年(フ)第39号**

鹿児島県枕崎市千代田町92番地

破産者 川畑 宏明

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月25日午前10時30分  
令和8年3月16日  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和7年(フ)第530号**

鹿児島市下伊敷3丁目88番8号

破産者 落 和正

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午前10時  
令和8年3月13日  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第4861号**

東京都千代田区九段北1丁目9番5号

破産者 株式会社WOWMAX

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年9月1日午後2時  
令和8年3月16日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第3320号**

愛知県尾張旭市桜ヶ丘町1丁目27番地1、従  
前の住所名古屋南区鳥山町2丁目25番地の  
1

破産者 柴田 初美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月2日午後1時40分  
令和8年3月16日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第409号**

鹿児島市紫原5丁目37番9号ハイム有嶋102  
号、開始決定時住所鹿児島市田上台1丁目5  
番28号

破産者 天野 玄一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月16日午後2時  
令和8年3月13日  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第987号**

北九州市小倉北区大島1丁目6番32号

破産者 株式会社松本商会

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月3日午前11時  
令和8年3月13日  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第877号**

札幌市中央区南10条西13丁目3番4号

破産者 株式会社瀬戸工業

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月16日午後2時  
令和8年3月16日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(フ)第287号**

札幌市中央区南25条西9丁目3番16号

破産者 大野正友こと CHUN JUNGW  
O O 田 正友

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月30日午前10時15分  
令和8年3月16日  
札幌地方裁判所民事第4部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第550号**

宮崎市山崎町上ノ原1030番地 市営住宅254  
棟6号、前住所宮崎市新別府町園田107番地  
高橋マンション101号

破産者 柳田 大知

- 異議申述期間 令和8年4月28日まで  
令和8年3月17日 宮崎地方裁判所破産係

**免責許可申立てに関する意見  
申述期間****令和8年(フ)第433号**

東京都世田谷区北沢1丁目39-17-206号

破産者 久保田貴之

- 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで  
令和8年3月17日  
東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始****令和8年(ヒ)第3009号**

大阪市中央区道修町1丁目6番7号JMFビル  
北浜01(9階)

清算株式会社 株式会社HN

代表清算人 岡田 英利

- 1 決定年月日 令和8年3月13日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算終結****令和7年(ヒ)第4号**

兵庫県伊丹市西台1丁目5番21号304

清算株式会社 ONニット株式会社

代表清算人 中島 綱三

- 1 決定年月日 令和8年3月11日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
神戸地方裁判所伊丹支部

**包括的禁止命令****令和6年(再)第19号**

東京都墨田区東墨田3丁目13番4号

再生債務者 社会福祉法人寿老福祉会

- 主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。  
令和8年3月13日  
東京地方裁判所民事第20部

**管理命令****令和7年(再)第20号**

埼玉県狭山市上奥富36番地1

再生債務者 コーワ株式会社

- 1 主文 管財人による管理を命ずる。
- 2 管財人 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル2階 弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所 弁護士 村上 寛
- 3 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。  
令和8年3月13日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再)第21号**

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野771番地6

再生債務者 オーシャンポリ株式会社

- 1 主文 管財人による管理を命ずる。
- 2 管財人 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビル2階 弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所 弁護士 村上 寛
- 3 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。  
令和8年3月13日  
東京地方裁判所民事第20部

**事業譲渡に関する株主総会の  
決議による承認に代わる許可****令和7年(再)第33号**

東京都港区六本木1丁目9番10号

再生債務者 エネトレード株式会社

- 決定の要旨 令和8年2月9日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。  
令和8年3月12日  
東京地方裁判所民事第20部

**決議に付する決定**

**令和7年（再）第2号**

和歌山県海草郡紀美野町国木原551番地14  
再生債務者 国木原開発株式会社

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 書面投票期間 令和8年5月12日まで
- 3 議決権不統一行使の通知期限 令和8年4月22日  
令和8年3月12日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**再生手続廃止**

**令和6年（再）第19号**

東京都墨田区東墨田3丁目13番4号  
再生債務者 社会福祉法人寿老福祉会

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。  
令和8年3月13日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和7年（再イ）第232号**

埼玉県加須市下高柳1006番地4  
再生債務者 木原 裕和

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年（再イ）第1号**

埼玉県桶川市大字川田谷2231番地の1  
再生債務者 根本 有己

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第45号**

埼玉県所沢市星の宮1丁目16番7-102号  
La Luce星の宮

再生債務者 西島 洋明

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和8年（再イ）第17号**

埼玉県比企郡川島町大字中山1732番地  
再生債務者 大野 創右

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月27日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**令和8年（再イ）第16号**

千葉県美浜区真砂2丁目24番9-1103号  
再生債務者 吉井 和也

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年（再イ）第27号**

千葉県習志野市鷺沼台3-1-18-201（住民票上の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2丁目34番12号）

再生債務者 月松 慶太

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年（再イ）第1号**

長野県佐久市横根139番地2  
再生債務者 今水 亮佑

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

長野地方裁判所佐久支部

**令和8年（再イ）第19号**

静岡県駿河区曲金4丁目13番7号 レジデンス中西201号

再生債務者 杉山 千春

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月27日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年（再イ）第368号**

名古屋市名東区猪高台1丁目902番地 パレーシャルMORI1D号（従前の住所）名古屋市名東区つつじが丘107番地 つつじが丘テラス4D号

再生債務者 阿部 颯太

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（再イ）第376号**

愛知県瀬戸市品野町8丁目136番地の3

再生債務者 加藤 勝治

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月20日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第11号**

兵庫県尼崎市大西町3丁目9番23号メゾンハシモト403

再生債務者 らびっとこと 前田 正明

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

**令和8年（再イ）第8号**

長崎県長崎市巾中里町1023番地28

再生債務者 田中 拓磨

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和8年（再イ）第7号**

北海道余市郡仁木町銀山2丁目241番地

再生債務者 原 聖

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

札幌地方裁判所小樽支部

**令和8年（再イ）第8号**

北海道余市郡余市町入舟町455番地6

再生債務者 横尾 賢次

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

札幌地方裁判所小樽支部

**令和8年（再イ）第4号**

青森県八戸市大字市川町字橋向102番地3

再生債務者 大坂 純平

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**令和8年(再イ)第7号**

静岡県焼津市八幡4丁目25番地の5  
再生債務者 服部 好伸

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第20号**

静岡市駿河区広野2丁目20番13号  
再生債務者 田中 雅己

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第2号**

長崎県西彼杵郡長与町高田郷29番地1 サーパス道ノ尾103号  
再生債務者 清島 義尚

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和8年(再イ)第3号**

長崎県西彼杵郡長与町高田郷29番地1 サーパス道ノ尾103号  
再生債務者 清島 信子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第11号**

岐阜県可児市広眺ヶ丘8丁目24番地  
再生債務者 メザデ 大中 マリソル アラセリ

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和7年(再イ)第33号**

- 茨城県坂東市辺田1056番地19 アンピシアII 102  
再生債務者 飯島 幹太
- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
  - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年4月24日から令和8年5月15日まで

水戸地方裁判所下妻支部

**令和8年(再イ)第102号**

東京都練馬区南田中2-23-23-302  
再生債務者 楠本 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月24日から令和8年5月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第26号**

岡山市中区倉富122番地14  
再生債務者 丸山 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月30日まで

岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第42号**

盛岡市下太田下川原161番地91  
再生債務者 及川 慎也

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月14日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第154号**

宮城県亶理郡亶理町逢隈上郡字塚ノ内50番地87  
再生債務者 小野 清晴

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

仙台地方裁判所第4民事部

**令和8年(再イ)第4号**

宮城県大崎市古川沢田字筒場5番地48  
再生債務者 菅原 達

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月11日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**令和8年(再イ)第6号**

群馬県高崎市石原町3874番地1  
再生債務者 角田 準

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月11日まで

前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年(再イ)第1号**

山梨県都留市玉川610番地28  
再生債務者 佐藤 幸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月18日まで

甲府地方裁判所都留支部再生係

**令和7年(再イ)第13号**

静岡県沼津市下香貫善太夫3131番地の3 エンゼルハイム香貫第二503号  
再生債務者 小嶋 幹治

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月11日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和8年(再イ)第26号**

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪34番地15  
再生債務者 ガラスアートHIROこと 平林 博幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月30日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和8年(再イ)第80号**

大阪市旭区森小路2丁目15番3号 エクセーラ森小路 301号室  
再生債務者 井上 大作

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第114号**

大阪府藤井寺市惣社1丁目11番23号  
再生債務者 上野竜之介

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和8年(再イ)第3号**

兵庫県淡路市野島平林80番地1  
再生債務者 岡野 哲也

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**令和7年（再イ）第24号**

福岡県飯塚市小正390番地2  
再生債務者 佐竹 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和8年（再イ）第2号**

福岡県飯塚市赤坂778番地26  
再生債務者 島田 克己

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和8年（再イ）第2号**

福岡県大牟田市大字倉永456番地1 ホワイトヴィレッジ倉永 1棟2号  
再生債務者 土村 碧衣

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

**令和8年（再イ）第1号**

熊本県菊池市泗水町住吉3890番地39 菊池ガーデンヒルズ A101号  
再生債務者 近藤 依吹

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年（再イ）第8号**

大分市大字皆春1170番地の1 アメニティ皆春201  
再生債務者 岩本 徹

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月18日まで

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和8年（再イ）第3号**

岩手県北上市相去町滝の沢4番地118  
再生債務者 工藤 好広

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

**令和8年（再イ）第6号**

岩手県一関市三関字小沢30番地89 市営小沢アパート1-138  
再生債務者 平山 貞子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

盛岡地方裁判所一関支部

**令和8年（再イ）第4号**

宮城県角田市横倉字今谷3番地11  
再生債務者 千葉 和慶

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

仙台地方裁判所大河原支部

**令和8年（再イ）第14号**

東京都国分寺市西恋ヶ窪4丁目24番地1  
再生債務者 日下部良明

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月19日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和8年（再イ）第2号**

新潟県燕市佐渡山5551番地  
再生債務者 渡邊 健吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月19日まで

新潟地方裁判所民事部

**令和8年（再イ）第3号**

長野県塩尻市大字広丘野村1788番地654  
再生債務者 金山 徳昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで

長野地方裁判所松本支部

**令和8年（再イ）第2号**

島根県出雲市今市町1870番地56 県営住宅今市団地5-521  
再生債務者 筒井 悠太

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

松江地方裁判所出雲支部

**令和8年（再イ）第1号**

高知市海老ノ丸10番24号  
再生債務者 稲田 直之

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

**令和8年（再イ）第2号**

熊本県天草市亀場町亀川236番地17  
再生債務者 岩本 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

熊本地方裁判所天草支部

**令和8年（再イ）第7号**

宮崎県都城市高城町有水2273番地  
再生債務者 米澤 良一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで

宮崎地方裁判所都城支部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和7年（再イ）第194号**

千葉県船橋市新高根6丁目2番11号  
再生債務者 阿部 俊一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月16日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年（再イ）第424号**

東京都大田区仲六郷2-17-4  
再生債務者 愛甲 純士

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月16日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第538号**

東京都板橋区成増4-34-14-201  
再生債務者 岡田 直寛

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月16日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第38号**

栃木県栃木市城内町2丁目27番22-2号

再生債務者 大島 広之

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月5日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
3日まで  
令和8年3月11日

宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和7年(再イ)第173号**

千葉県若葉区坂月町323番地52

再生債務者 佐賀 柊紀

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
3日まで  
令和8年3月17日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第202号**

さいたま市中央区八王子3丁目6番2-2号

再生債務者 金井 健司

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月5日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第204号**

さいたま市北区奈良町69番地27

再生債務者 森本 延久

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第209号**

埼玉県志木市中宗岡4丁目7番6号 セン

ティエル 202号

再生債務者 根岸 安男

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月10日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第214号**

埼玉県加須市向古河168番地8 リビング上

谷B棟101号

再生債務者 鳥海 潤

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第333号**

愛知県東海市名和町寺徳85番地 絆205号

再生債務者 林 太一

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第349号**

名古屋市中港区新茶屋5丁目2007番地

再生債務者 鈴木 務

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再口)第14号**

名古屋市中千種区内山3丁目7番14号 プレサ

ンスジュエネ千種内山903号

再生債務者 田中 美紀

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
6日まで  
令和8年3月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第59号**

岩手県滝沢市鶴洞畑20番地6

再生債務者 松島 大輔

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月12日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日

盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(再イ)第26号**

岩手県北上市更木12-53-1

再生債務者 小原 光子

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日 盛岡地方裁判所花巻支部**令和7年(再イ)第27号**

岩手県花巻市下北万丁目216番地2

再生債務者 佐藤 孝光

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日 盛岡地方裁判所花巻支部**令和7年(再イ)第5号**

秋田県にかほ市寺田字寺田29番地

再生債務者 佐々木雅博

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月17日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日

秋田地方裁判所本荘支部再生係

**令和7年(再イ)第130号**

東京都八王子市散田町5丁目6番3号

再生債務者 倉島 公明

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月3日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第25号**

神奈川県愛甲郡愛川町中津964番地の13

再生債務者 長嶋加菜子

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第62号**

神奈川県秦野市平沢2553番地の4

再生債務者 高野 尚也

1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第5号**

新潟県佐渡市窪田1078番地1

再生債務者 渡辺 翔太

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月17日

新潟地方裁判所佐渡支部再生係

**令和7年(再イ)第11号**

山梨県富士吉田市下吉田東1丁目17番8号

再生債務者 柴原 義久

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
7日まで  
令和8年3月16日

甲府地方裁判所都留支部再生係

**令和7年(再イ)第280号**

札幌市豊平区豊平3条3丁目1番14-602号

再生債務者 出町 敏広

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
10日まで  
令和8年3月13日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第299号**

札幌市白石区東札幌1条2丁目2番23-801

号

再生債務者 松浦 靖

1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日  
付け再生計画案2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月  
10日まで  
令和8年3月13日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第57号**

鹿児島市東谷山1丁目3番26号 オーシャン東谷山401号

再生債務者 千々岩夕子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月3日まで

令和8年3月13日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和7年（再イ）第16号**

岡山県津山市杉宮723番地2

再生債務者 市原 智浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
- 令和8年3月16日 岡山地方裁判所津山支部

**令和7年（再イ）第18号**

福岡県嘉麻市山野2174番地17

再生債務者 田邊 健嗣

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
- 令和8年3月16日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

**令和7年（再イ）第105号**

北九州市戸畑区浅生3丁目11番29号

再生債務者 大見 哲也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
- 令和8年3月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年（再イ）第62号**

熊本市東区桜木1丁目16番18-203号

再生債務者 岡本 健治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月6日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月6日まで
- 令和8年3月16日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年（再イ）第39号**

秋田市外旭川字家ノ前64番地4

再生債務者 中村 善幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月19日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月7日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月7日まで
- 令和8年3月17日 秋田地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第1号**

三重県四日市市富田一色町23番38-1号

再生債務者 谷口 嘉一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月6日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月7日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月7日まで
- 令和8年3月17日 津地方裁判所四日市支部

**令和7年（再イ）第13号**

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2295番地7

再生債務者 小淵 美恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月4日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月7日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月7日まで
- 令和8年3月17日 福岡地方裁判所直方支部

**令和7年（再イ）第75号**

熊本市中央区出水3丁目1番12号 ラフィーネ出水202

再生債務者 福田 淳一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月24日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月7日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月7日まで
- 令和8年3月17日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年（再イ）第135号**

広島市南区上東雲町26番5-305号

再生債務者 向山 武雄

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日付け再生計画案
  - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月14日
  - 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月14日まで
- 令和8年3月17日 広島地方裁判所民事第4部

**小規模個人再生による再生計画取消**

**令和2年（再イ）第15号**

静岡県沼津市柳町3番60-3号

再生債務者 井熊 健二

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
  - 2 理由の要旨 令和3年2月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。
- 令和8年3月17日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**給与所得者等再生による再生手続開始**

**令和7年（再口）第8号**

福岡県中間市土手ノ内3丁目18番8号

再生債務者 嶋本 真司

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時
  - 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
  - 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
  - 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月27日まで
- 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**

**令和8年（再口）第1号**

兵庫県尼崎市昭和南通7丁目180番地の1レーヴメゾン尼崎昭和通701

再生債務者 櫻木 剛

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年3月10日付け再生計画案
  - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
  - 3 2の書面の提出期間 令和8年4月7日まで
- 令和8年3月17日 神戸地方裁判所尼崎支部

**所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和8年（チ）第2号**

千葉県柏市柏5丁目10番1号

申立人 柏市長 太田 和美

住所・居所 不明

（亡目黒聡の最後の住所）東京都渋谷区富ヶ谷1丁目44番1号

所有者 亡目黒聡相続財産

（不動産登記記録上の所有者）柏市名戸ヶ谷394番地13 目黒 博

届出期間満了日 令和8年5月12日

令和8年3月12日 千葉地方裁判所松戸支部

（別紙）物件目録

- 1 所在 柏市あかね町地番 394番13地目 宅地地積 277.68平方メートル
- 2 所在 柏市あかね町394番地13家屋番号 149番種類 居宅構造 木造スレート葺平家建床面積 50.82平方メートル

令和8年(子)第14号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡井澤文男の最後の住所) 神戸市垂水区西舞子9丁目2番1号
所有者 亡井澤文男相続財産
届出期間満了日 令和8年5月13日
令和8年3月13日 神戸地方裁判所(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市垂水区西舞子九丁目
地番 376番454
地目 山林
地積 49平方メートル
2 所在 神戸市垂水区西舞子九丁目
地番 376番903
地目 山林
地積 21平方メートル
3 所在 神戸市垂水区西舞子九丁目376番地454、376番地903
家屋番号 376番454
種類 居宅・車庫
構造 鉄骨造陸屋根3階建
床面積 1階 13.68平方メートル
2階 42.60平方メートル
3階 42.60平方メートル

令和8年(子)第1号

大阪府豊中市東豊中町6-13-1-1007
申立人 森田 暁子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 加西郡九會村田原2711番地
所有者 内藤 英
届出期間満了日 令和8年5月12日
令和8年3月12日 神戸地方裁判所社支部(別紙) 物件目録

- 1 所在 加西市田原町字又ノ尻
地番 2708番1
地目 宅地
地積 165.28平方メートル
2 所在 加西市田原町字又ノ尻
地番 2708番2
地目 畑
地積 310平方メートル
3 所在 加西市田原町字又ノ尻
地番 2709番
地目 田
地積 317平方メートル

- 4 所在 加西市田原町字又ノ尻
地番 2710番2
地目 宅地
地積 102.47平方メートル
5 所在 加西市田原町字又ノ尻
地番 2711番
地目 宅地
地積 267.76平方メートル
6 所在 加西市田原町字又ノ尻 2711番地
家屋番号 2711番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 96.69平方メートル
7 所在 加西市田原町字又ノ尻 2711番地
家屋番号 81番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 105.12平方メートル
8 所在 加西市田原町字又ノ尻 2711番地
家屋番号 81番の2
種類 物置
構造 木造瓦葺平家建
床面積 138.84平方メートル

令和8年(子)第1号

島根県浜田市殿町1番地
申立人 浜田市長 三浦 大紀
住所・居所 不明
(最後の住所) 島根県浜田市金城町下来原170番地3
(不動産登記記録上の住所) 那賀郡金城町大字下来原170番地3
所有者 小金 進
届出期間満了日 令和8年5月29日
令和8年3月12日 松江地方裁判所浜田支部(別紙) 物件目録

- 1 所在 浜田市金城町下来原
地番 170番3
地目 宅地
地積 332.65平方メートル
2 所在 浜田市金城町下来原170番地3
家屋番号 170番3
種類 居宅
構造 木造シングル葺2階建
床面積 1階 141.48平方メートル
2階 47.65平方メートル

- 3 (未登記)
所在 浜田市金城町下来原170番地3
種類 作業場
構造 C B造 陸屋根1階建
床面積 1階 20.33平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(子)第1号

山形県天童市大字成生617番地
申立人 奥山 吉浩
住所・居所 不明
(亡長谷川誠一の最後の住所) 山形県天童市大字大清水491番地1 特別養護老人ホーム青幸園
(亡長谷川誠一の不動産登記記録上の住所) 山形県天童市大字成生549番地
所有者 亡長谷川誠一相続財産
届出期間満了日 令和8年4月30日
令和8年3月12日 山形地方裁判所(別紙) 物件目録

- 1 所在 山形県天童市大字成生字薄地窪
地番 1509番1
地目 畑
地積 2319平方メートル

令和8年(子)第2号

栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
申立人 栃木県
住所・居所 不明
(最後の住所) 栃木県上都賀郡東大芦村大字下沢32番地1号
所有者 川田 イワ
届出期間満了日 令和8年5月11日
令和8年3月11日 宇都宮地方裁判所(別紙) 物件目録

- 1 所在 鹿沼市下沢字向原
地番 430番4
地目 畑
地積 46.00平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(子)第1号

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
申立人 志賀町長 稲岡健太郎
(最後の住所) 石川県羽咋郡志賀町高浜町への29番地
所有者 亡長岡外美雄相続財産
届出期間満了日 令和8年5月13日
令和8年3月13日 金沢地方裁判所七尾支部(別紙) 物件目録
所在 羽咋郡志賀町高浜町へ29番地
家屋番号 29番
種類 店舗・居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 116.09平方メートル
2階 99.17平方メートル

会社に関するお知らせ

合併公告

上記会社は合併して母はこの権利義務全部を承継して存続し父は解散することになりました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.abashiribus.com/kessankoukoku.html

(乙) https://abashirihire.jp/company/
令和八年三月十六日

北海道網走市南一条西一丁目一五番地

(甲) 網走バス株式会社

代表取締役 小澤友基隆

北海道網走市新町一丁目三番地の二

(乙) 株式会社網走ハイヤー

代表取締役 小澤友基隆

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載日付 令和七年十二月十七日

掲載頁 一四九頁(号外第二七五号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月二十六日

宮城県仙台市宮城野区中野字神明一三〇番地

(甲) 株式会社ガスワン東北

代表取締役 西口 泰之

青森県上北郡おいらせ町下明堂一五番地の六

(乙) 有限会社小山田住設

代表取締役 小山田和博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.skmaterial.co.jp/about/index.html>

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月十六日

掲載頁 五十一頁(号外第三〇号)

令和八年三月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地 (甲) SKマテリアル株式会社

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県児玉郡神川町大字元阿保四七番地二

(乙) 報徳石産株式会社

代表取締役 豊嶋 浩

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年六月一日であり、各法人の社員総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

なお、この合併については令和八年二月二十四日付で東京都の認証を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録および貸借対照表は、左記の場所に備え置いております。

設置場所 東京都足立区梅田七丁目三二番六号

令和八年三月二十六日

東京都足立区梅田七丁目三二番六号

(甲) 医療法人社団福寿会

理事長 福岡 靖介

東京都荒川区西尾久五丁目七番一七号

(乙) 医療法人社団藤寿会

理事長 福岡 靖介

東京都足立区西新井本町一丁目二番一七号

(丙) 医療法人社団成和会

理事長 福岡 靖介

東京都足立区西新井本町一丁目二番一七号

株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十三日

掲載頁 五十六頁(号外第六号)

令和八年三月二十六日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目八番二

八号 (甲) オリオン機械工業株式会社

代表取締役 中村 允雄

東京都府中市清水が丘二丁目一七番地の九

(乙) オリオン産機株式会社

代表取締役 中村 允雄

神奈川県横浜市中区竹之丸一三三番地一

(甲) サマーバンク合同会社

代表社員 河内 英聡

神奈川県横浜市中区竹之丸一三三番地一

(乙) サマリパー合同会社

代表社員 河内 英聡

神奈川県横浜市竹之丸一三三番地一

(甲) サマーバンク合同会社

代表社員 河内 英聡

神奈川県横浜市竹之丸一三三番地一

(乙) サマリパー合同会社

代表社員 河内 英聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)ともに

掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月十九日

掲載頁 八十三頁(号外第六十号)

令和八年三月二十六日

新潟市北区松浜東町一丁目三番六号

(甲) 青木機工建設株式会社

代表取締役 青木 勇

新潟県上越市大字上原四一〇番地一

(乙) 株式会社北陸クレール

代表取締役 竹石 淳

新潟県上越市大字上原四一〇番地一

(甲) 合同会社Seedling

代表社員 一瀬 浩隆

浜松市中央区舞阪町弁天島三二八五番地一

(乙) 合同会社ワイケーエム

代表社員 一瀬 浩隆

五号大和丸文マンション四一〇号

代表社員 一瀬 浩隆

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和八年五月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日

山口県宇部市ひらき台二丁目二五番八号

(甲) 合同会社ひだまりねつと

代表社員 TSGホールディングス株

式会社 職務執行者 玉垣 樹理

山口県宇部市東新川町六番四〇号コーポ高

(乙) 合同会社うさぎの介護用品店

代表社員 TSGホールディングス株

式会社 職務執行者 玉垣 樹理

山口県宇部市八王子町一二番一四号

(丙) 合同会社サインポスト

代表社員 TSGホールディングス株

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年三月二十六日

掲載頁 五頁

令和八年三月二十六日

山形県寒河江市大字寒河江字赤田六五番地の

(甲) MBS株式会社

代表取締役 矢口 浩二

山形県寒河江市大字寒河江字赤田六五番地の

(乙) 丸菱食品株式会社

代表取締役 矢口 浩二

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.skmaterial.co.jp/about/index.html>

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十七日

掲載頁 一一一頁(号外第五十四号)

令和八年三月二十六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

(甲) SKマテリアル株式会社

代表取締役 豊嶋 浩

栃木県日光市塩野室町二〇八一番地

(乙) 東和アークス北関東株式会社

代表取締役 石岡 雅敏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の板金加工工業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十八日

掲載頁 五十九頁(号外第五十五号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十八日

掲載頁 五十六頁(号外第五十五号)

令和八年三月二十六日

東京都台東区東上野二丁目二番一三三号

(甲) 株式会社協和

代表取締役 河崎東美彦

茨城県猿島郡境町大字下小橋七九八番地八

(乙) 日本板金興業株式会社

代表取締役 河崎東美彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十二日

掲載頁 一二二頁(号外第二七二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十二日

掲載頁 一二八頁(号外第二七二号)

令和八年三月二十六日

東京都新宿区西新宿八丁目五番二号 西新宿コンコードビル一〇二号室

(甲) グッドエステート株式会社

代表取締役 三澤 龍哉

東京都新宿区西新宿八丁目五番六号

(乙) グッドホールディングス株式会社

代表取締役 横山 信治

東京都新宿区西新宿八丁目五番二号

代表取締役 伊田雄二郎

さいたま市大宮区桜木町四丁目三八四番地

(乙) 東和アークス株式会社

代表取締役 伊田雄二郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の広島地区不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

(甲) https://www.etsok.co.jp

(乙) https://www.amms.co.jp

令和八年三月二十六日

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

(甲) ETSOK株式会社

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

(乙) アムス・インターナショナル株式会社

代表取締役 徳原 榮輔

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

代表取締役 落合 聖也

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一三二号

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十七日

掲載頁 一二二頁(号外第五十四号)

(乙) https://www.skmaterial.co.jp/about/index.html

令和八年三月二十六日

横浜市西区北幸二丁目一五番一五号

(甲) 相立興産株式会社

代表取締役 吉岡 康弘

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

(乙) SKマテリアル株式会社

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

代表取締役 豊嶋 浩

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八

四番地

令和八年三月二十六日

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

代表取締役 清水 裕正

千葉県柏市明原一丁目七番二六号三階

株式会社清水商事

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
名古屋市中区丸の内二丁目一番五号  
合同会社インヴェストメント

代表社員 深津 治

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
愛知県西尾市上矢田町五反田三一番地六

代表社員 三州資材工業株式会社

職務執行者 加藤 勇人

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
福岡市中央区桜坂三丁目四番二八号

代表社員 原 伸二郎

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
長崎県対馬市上対馬町比田勝九五番地

代表社員 小林 久

組織変更公告

当法人は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
熊本県合志市福原五八一番地二

農事組合法人甲誠牧場

理事 工藤 貴光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十二万五千円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一

代表取締役 池内 順平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一

代表取締役 池内 順平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千七百七十八万円減少し、五億二千四百二十二万三千円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東海印刷株式会社

代表取締役 服部 高明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千五百六十六万九千九百九十九円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東京都千代田区丸の内二丁目四番一

代表取締役 野田 拓哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千五百六十六万九千九百九十九円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東京都千代田区有楽町一丁目一番二

代表取締役 鍵本 忠尚

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月三十日を効力発生日とする株式会社野田スクリーンとの株式交換(以下「本株式交換」という)の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
愛知県小牧市大字本庄字大坪四一五番地

代表取締役 野田 拓哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千九百九十九万二千五百円減少し、また、本公告掲載日から令和八年四月二十九日までの日を払込期間または払込日とする株式の発行があった場合には、資本金の額及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東京都港区赤坂九丁目七番一

代表取締役 永井 元治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億一千五百六十六万九千九百九十九円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十六日  
東京都千代田区有楽町一丁目一番二

代表取締役 鍵本 忠尚

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億二千二百五十万四千円、資本準備金の額を三十五億二千二百五十万四千円減少することにいたしました。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年三月三十一日  
掲載頁 一二三頁(号外第七十二号)

令和八年三月二十六日  
東京都千代田区神田和泉町一番地一三一  
二フアールハウス四F  
MWTホールディングス株式会社  
代表取締役 黄 朝豊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億三百八十四万九千七百三十円、資本準備金の額を二十五億八千七百三十二万三千九百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。  
令和八年三月二十六日  
東京都港区虎ノ門二丁目二番一号  
スパイダープラス株式会社  
代表取締役 伊藤 謙自

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月二十六日  
埼玉県志木市上宗岡一丁目六番四六号  
株式会社ホープ印刷  
代表取締役 古田 征也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月二十六日  
千葉県美浜区新港二一九番地八  
株式会社豊洋  
代表取締役 鈴木 武徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月二十六日  
東京都新宿区新宿一丁目三六番二号  
株式会社ホーミング・ライフ  
代表取締役 中島 昌昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月二十六日  
東京都新宿区西新宿三丁目五番三号西新宿  
ダイヤモンドパレス二一〇号室  
株式会社ホーミング管理サービス  
代表取締役 中島 昌昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月二十六日  
大阪府西成区北堀江一丁目二番一〇号  
山田産業株式会社  
代表取締役 小西 昌代

限定承認公告

本籍大阪府大阪市西淀川区御幣島一丁目二三番地、最後の住所兵庫県宝塚市中山桜台六丁目二番六号  
被相続人 亡 木村 保夫

右被相続人は令和七年十二月二十七日死亡し、その相続人は令和八年三月十一日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。  
令和八年三月二十六日  
兵庫県宝塚市中山桜台六丁目二番六号  
相続財産清算人 木村 悦子

限定承認公告

本籍宮崎県日向市大字財光寺五五〇番地三、最後の住所宮崎県日向市大字財光寺五五〇番地三  
被相続人 亡 比惠島 淳

右被相続人は令和七年九月二十八日死亡し、その相続人は令和八年三月十九日宮崎家庭裁判所日向出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。  
令和八年三月二十六日  
宮崎県日向市大字財光寺五五〇番地三  
限定承認者 比惠島美代子

投資主総会開催公告

令和八年五月二十七日に投資主総会を開催いたします。基準日である令和八年二月二十八日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、当該投資主総会において権利を行使すべき投資主といたします。  
令和八年三月二十六日  
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号  
日本オーブンプレン不動産投資法人  
執行役員 高橋 準

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億三七五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
[https://sunni.jp/koukoku/tnk\\_tcinzav/](https://sunni.jp/koukoku/tnk_tcinzav/)  
令和八年三月二十六日  
東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋  
一丁目ビルディング  
特定目的会社LCJ印西  
取締役 三品 貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
<http://www.ko-foku.jp/>  
令和八年三月二十六日  
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇  
四号室嶋本公認会計士事務所  
PS1 特定目的会社  
取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年九月二十九日  
掲載頁 二〇九頁(号外第二一七号)  
令和八年三月二十六日  
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号  
はなさき特定目的会社  
取締役 鄭 武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
<http://www.ko-foku.jp/>  
令和八年三月二十六日  
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇  
四号室嶋本公認会計士事務所  
PS1 特定目的会社  
取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
<http://www.ko-foku.jp/>  
令和八年三月二十六日  
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇  
四号室嶋本公認会計士事務所  
PS2 特定目的会社  
取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十六億六千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。  
<http://www.ko-foku.jp/>  
令和八年三月二十六日  
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇  
四号室嶋本公認会計士事務所  
PS2 特定目的会社  
取締役 嶋本 泰治

取消公告

令和八年三月六日掲載の長野地方裁判所伊那支部に係る令和七年(再イ)第一三三小規模個人再生による書面決議に付する決定は取消します。

正誤

ページ段 行 誤 正  
令和八年二月二十七日(号外第四十号)公布総務省・外務省令第二号(在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令)(印刷誤り)  
三五 二〇〇 行頭をそれぞれ半字上げる。  
三三 一一三 行末をそれぞれ半字下げる。  
令和八年三月十二日(号外第五十一号)厚生労働省告示第八十六号(経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件)(原稿誤り)  
目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。